

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和6年1月24日

情報連絡事項

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

- (1) 千住大川端地区の開発に伴う開発地内への子育て支援施設の設置要請について・・・2
- (2) 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について・・・・・・・・・・3

( 教育委員会 )

# 子ども・子育て支援対策調査特別委員会 情報連絡

令和6年1月24日

件名	千住大川端地区の開発に伴う開発地内への子育て支援施設の設置要請について																				
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設運営課 地域のちから推進部 住区推進課																				
内容	<p>千住大川端地区の開発（地権者3者が計画する約2,100戸の住宅供給（令和9年度末から令和14年度末の間で2期に分けて供給））に伴い、開発地内で発生する保育園、学童保育の需要を充足させるため、以下のとおり地権者に対し、民設民営の子育て支援施設整備を要請する。</p> <p>なお、子育て支援施設量の適否判断については、今後継続して検証を行っていく。</p> <p><b>1 地権者に要請する子育て支援施設について</b></p> <table border="1" data-bbox="400 931 1369 1234"> <thead> <tr> <th>建物番号</th> <th>整備時期</th> <th>面積</th> <th>要望施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第一期</td> <td>① 令和9年度末</td> <td>300 m<sup>2</sup></td> <td>保育園（定員60名）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 令和10年度中</td> <td>500 m<sup>2</sup></td> <td>保育園（定員90名）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>140 m<sup>2</sup></td> <td>学童保育（53名）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二期</td> <td rowspan="2">③ 令和14年度末</td> <td>300 m<sup>2</sup></td> <td>保育園（定員60名）</td> </tr> <tr> <td>200 m<sup>2</sup></td> <td>学童保育（78名）</td> </tr> </tbody> </table>	建物番号	整備時期	面積	要望施設	第一期	① 令和9年度末	300 m <sup>2</sup>	保育園（定員60名）	② 令和10年度中	500 m <sup>2</sup>	保育園（定員90名）		140 m <sup>2</sup>	学童保育（53名）	第二期	③ 令和14年度末	300 m <sup>2</sup>	保育園（定員60名）	200 m <sup>2</sup>	学童保育（78名）
建物番号	整備時期	面積	要望施設																		
第一期	① 令和9年度末	300 m <sup>2</sup>	保育園（定員60名）																		
	② 令和10年度中	500 m <sup>2</sup>	保育園（定員90名）																		
		140 m <sup>2</sup>	学童保育（53名）																		
第二期	③ 令和14年度末	300 m <sup>2</sup>	保育園（定員60名）																		
		200 m <sup>2</sup>	学童保育（78名）																		

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡一覧表

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
<p><b>1 家庭的保育事業の認可手続及び利用定員の確認について</b></p> <p>所管課 【子ども施設入園課】</p>	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、家庭的保育事業の認可手続及び利用定員の確認を行った。</p> <p><b>1 家庭的保育事業の認可手続について</b></p> <p>(1) 認可理由 家庭的保育事業における事業の継承</p> <p>定年等により保育補助者（以下「事業継承者」という。）に事業を継がせたいという意向があった家庭的保育事業者について、令和4年度の子ども施設指定管理者等選定審査会において事業継承者が家庭的保育者として認定された。</p> <p>このたび、2事業者が事業の継承準備が整ったので、該当の事業継承者について認可手続を行った。</p> <p>(2) 認可適合基準</p> <p>認可者である区が審査した結果、認可基準に適合していることを確認した（P4～5参照）。</p> <p>(3) 事業継承者</p> <p>ア 氏名：荒井 美夏 現事業者名：宮本 誠子 所在地：足立区古千谷本町 3-5-15 定員：5名</p> <p>イ 氏名：鴨下 優美 現事業者名：富永 八千代 所在地：足立区古千谷本町 2-5-30-106 定員：5名</p>	<p><b>【認可年月日】</b></p> <p>令和6年 4月1日</p>	<p>区ホームページで公開する「保育ママ募集人員表」において認可事業者として掲載する。</p>

	<b>2 利用定員の確認について</b> 職員配置及び面積基準に問題がないため、申請のとおり利用定員を確認した。		
--	---	--	--

# 家庭的保育事業審議資料

審議資料

NO	氏名	所在地	分類	定員	職員 配置基準	保育室面積		給食	財務状況
						基準(m <sup>2</sup> )	実際(m <sup>2</sup> )		
1	荒井 美夏	足立区古千谷本町 3-5-15	事業継承者	5	適合	16.5	19.6	自園調理	良好
2	鴨下 優美	足立区古千谷本町 2-5-30-106	事業継承者	5	適合	16.5	16.5	自園調理	良好

## 【職員配置】

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。  
ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

## 【保育室面積】

保育室の面積は9.9㎡以上であること。  
ただし、保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積とする。

## 【給食】

調理員が家庭的保育事業内の調理設備又は調理室で調理し、提供を行う。  
ただし、規定を満たす搬入施設からの給食の搬入も認められる。

## 【財務状況】

収支予算書、納税証明書、財務情報等の公表において、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認する。

家庭的保育事業の継承にあたっての審査結果  
 (令和4年10月14日 第2回足立区子ども施設指定管理者等選定審査会)

審査項目	視点	事業継承者氏名	
		荒井 美夏	鴨下 優美
筆記試験	家庭的保育者養成研修(基礎研修、認定研修)で学習した内容	95.0%	90.0%
作文	① 家庭的保育者の役割を理解し、自覚と責任感が表れている。 ② どのような保育がしたいというビジョンが明確に表れている。 ③ 家庭(保護者)支援についての視点がしっかりと加わっている。 など	76.8%	77.2%
保育園実習	① 子どもの健康状態や環境の清潔について理解ができたか。 ② 子どもの事故防止や環境への配慮について理解ができたか。 ③ 乳児の発達経過や個人差等についてある程度理解できたか。 など	86.0%	86.0%
ヒアリング	① 家庭的保育事業に対する熱意と意欲、誠実さがある。 ② 災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。 ③ 園児の安全(施設整備・防犯)、衛生・健康管理が適切である。 など	74.6%	76.7%
総合評価		83.1%	82.5%

※各割合は得点率を示す。

※個別の項目で概ね7割に満たない場合又は総合評価点数が7割に満たない場合は事業継承者として承認しない。